

国民年金だよ



国民年金付加年金制度のお知らせ

第1号被保険者および任意加入被保険者の方は、月々の定額保険料（平成29年度16,490円）にプラスして付加保険料（月々400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せし受け取ることができます。

付加年金の受け取れる額は、200円×付加保険料納付月数となります。付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。1か月でも1年でも自由に加入でき、やめることができます。

付加加入年数と保険料納付額（総額）		付加保険料納付月数に応じた付加年金受取額	付加年金は納めた月数に関係なく一生涯、老齢基礎年金に上乗せされて受取ることが出来るため2年間でモトが取れます。
1年(12月)	4,800円	2,400円	
10年(120月)	48,000円	24,000円	
20年(240月)	96,000円	48,000円	
30年(360月)	144,000円	72,000円	
40年(480月)	192,000円	96,000円	

若いうちから納めるほどお得になります！

付加保険料は、申し出をいただいた月分から納めることとなります。

【付加保険料の納め方】
 月々の保険料を納付書で納める場合
 後日送付される付加保険料を含んだ納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

前納で保険料を納付済みの場合
 後日送付される付加保険料の納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

月々の保険料を口座振替（クレジット）で納める場合
 ご指定の口座から、付加保険料を含んだ金額が引き落としされます。

ただし、金融機関などへの手続きの関係で、申し出後1ヶ月から2ヶ月は、納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めていただく場合もあります。

【付加保険料を納める際の注意】
 付加保険料の納期限は、翌月末日と定められています。

月末が土曜日、日曜日、休日などにあたる場合および年末の場合、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

付加保険料の納付をやめる場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。

国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることができません。

付加保険料の納付を希望される方は、役場窓口でお申し込みください。

お問い合わせ先
 住民課 戸籍年金医療グループ
 電話 34 2121 内線 413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 電話 0166 72 5002

